

多数の参加者が集うイベントを開催される皆さんへ

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、尾三消防組合火災予防条例を改正しました。改正内容については、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合にあっては消火器を準備した上で使用することとしたこと。また、その催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合にはあらかじめその旨を消防長に届出なければならないとしたこと。以上2点について改正しました。

対象となるイベントを開催される場合は、下記を参照していただき対応してください。

1 対象火気器具等とは？

気体燃料を使用する器具（プロパンガスなど）

液体燃料を使用する器具（ガソリン、軽油、灯油など）

固体燃料を使用する器具（薪、木炭など）

電気を熱源とする器具



2 消火器はどんな種類のものが必要なの？

住宅用の消火器は認められません。業務用の消火器（4型以上）が必要となり、対象火気器具等の入力及び燃料種別、周囲の可燃物等の状況により異なるためお近くの消防署にご相談ください。



3 屋内で対象火気器具等を使用する場合も消火器は必要なの？

準備が必要です。しかし、建物内に既に消火器が設置してある場合は、必要ないこともあります。

器具の種類、露店等の数を把握した上でお近くの消防署にご相談ください。



4 消火器は誰が準備するの？

原則、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があります。

5 消火器は何本準備すればいいの？

原則、対象火気器具等1器に対して1本準備してください。複数の対象火気器具等があり、使用者が異なる場合であっても、複数の使用者が協力して初期消火を行える場合には、共同して消火器を準備してもかまいません。

6 何処に消火器を置いておくの？

特に決まりはありませんが、火災が発生した場合に速やかに使用できる場所においてください。また、多数の参加者が倒したり、引っ掛けたりして怪我をする恐れもあることから固定、もしくは通行の妨げにならない場所に置いてください。

7 届出は誰がするの？

主催者もしくは露店等の関係者が行います。



8 どこに届出るの？

イベントを開催する場所を管轄する消防署です。



9 届出の書類は何が必要なの？

別添「露店等の開設届出書」と露店等の開設場所及び消火器の設置場所が記載された略図が必要です。



10 どんな催しが対象となるの？

対象火気器具等を使用する露店等を開設する催しが対象となります。規模については、近親者や相互に面識がある者が参加する催しは対象外となり、それ以外である自治会等で主催される規模以上の催しが対象となります。



その他ご不明な点がございましたらイベントを開催する場所を管轄する消防署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

尾三消防本部予防課	東郷町大字諸輪字曙18	☎0561-38-7236
豊明消防署予防課	豊明市沓掛町宿234	☎0562-92-0119
日進消防署予防課	日進市本郷町宮下3	☎0561-73-0119
みよし消防署予防課	みよし市福谷町才戸50	☎0561-36-0119
長久手消防署予防課	長久手市岩作長池51	☎0561-62-1152
東郷消防署予防課	東郷町大字春木字柵池16	☎0561-39-0119